

## 青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱

### (趣旨)

第一 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### (点検及び評価の実施)

第二 教育委員会は、毎年、前年度の教育に関する事務が青森県教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

### (学識経験者等の知見の活用)

第三 教育委員会は、点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

### (点検及び評価の結果の活用)

第四 点検及び評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

### (県議会への報告等)

第五 点検及び評価の結果については、報告書を作成して県議会へ提出するとともに公表するものとする。

### (その他)

第六 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱第一中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十七条」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十七条」とする。